

## 工事監理連絡会の試行実施要領（農林水産部）

### 第1 目的

公共工事の品質確保と円滑な施工には、「発注者」及び設計を実施したコンサルタント（以下、「設計者」という）が設計の意図を「受注者」に的確に伝えることが必要不可欠となっている。

そこで、「発注者」、「受注者」及び「設計者」が一堂に会し、工事監理連絡会（以下、「連絡会」という）を開催することで、対象工事の設計思想・設計条件・施工上の留意点の情報共有を図るもの。

### 第2 対象工事

- (1) 各発注機関において選定した工事
- (2) 受注者から工事監理連絡会の開催要請があり、発注者及び設計者が連絡会の開催を必要と判断した工事

原則として、設計委託による成果を有する以下の工事のうち、連絡会の開催が必要と判断した工事を対象とする。

- (ア) ため池、トンネル、水路トンネル、頭首工、用排水機場、橋梁等、特に品質の確保が要求される構造物を含む工事
- (イ) ほ場整備等の3次元設計データを作成している工事
- (ウ) 地すべり防止工事等の複雑な設計条件のある工事
- (エ) 工事施工中において、設計内容、施工方法の見直し等、工事の設計変更に対する適切な対応が必要となった構造物
- (オ) 施工条件が厳しい工事
- (カ) 複雑または特殊な仮設計画を伴う工事
- (キ) 新技術・新工法を導入した工事
- (ク) プロポーザル方式により契約手続きが行われた業務に関する構造物を含む工事

### 第3 構成

連絡会の構成は、下記のとおりとする。

- (1) 受注者：現場代理人・監理技術者・主任技術者等  
※なお、必要に応じて専門業者等も構成員とすることができる。
- (2) 設計者：当該工事の詳細設計を実施したコンサルタントで管理技術者、担当技術者又は設計・施工条件等を説明できる者  
※なお、必要に応じて測量及び地質調査業者も構成員とすることができる。
- (3) 発注者：監督員（班総括・担当等）

#### 第4 対象とする事項

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 大分県公共工事請負契約約款第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 大分県土木工事共通仕様書 1-1-3（工事設計図書の照査等）に関する事項
- (4) その他

#### 第5 実施要領

##### (1) 開催

- ① 発注者は、受注者に設計思想・設計条件・施工上の留意点など、設計者に説明を実施させる必要がある場合、連絡会を開催する。
- ② 受注者は、現地調査や設計図書の設計照査等が完了した後、連絡会の開催が必要と判断した場合、その必要性が確認できる資料及び質問書等を書面により発注者に提出し、連絡会の開催を要請することができる。

##### (2) 運営

- ① 設計者は、当該工事に係る詳細設計成果と詳細設計照査報告により設計意図を説明し、受注者が作成・提出した質問書等がある場合は、それに回答する。
- ② 受注者は、説明に疑義がある場合は、その場で確認する。
- ③ 連絡会の各参加者は、契約図書である設計図面等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、必要に応じて当該工事に関し、必要な設計変更の内容を確定するとともに、その設計図面等の修正実施者及び費用負担者を調整・決定するものとする。

##### (3) 開催時期及び開催回数

受注者が現地測量、設計照査等を完了した後に、発注者が参加者及び開催時期を調整する。

開催回数は1回を標準とし、受注者と発注者による合同現地踏査等と併せて開催することも可能とする。

なお、現場条件の著しい変化等があった場合には、必要に応じて開催回数を増やすことができるものとする。

##### (4) 打合せ確認書の作成

連絡会により協議した事項について、連絡会協議記録簿（様式ー1）を発注者が作成し、合意・捺印を行うこと。また、「指示・承諾・協議書」により受発注者間での情報共有を図り、工事管理資料に保存するとともに、写しを工事技術管理室へ提出すること。

#### 第6 会議費用の負担

- (1) 受注者における費用は共通仮設費率分に含まれるため計上しない。
- (2) 設計者における費用は別紙のとおり、発注者が負担するものとする

第7 費用の計上方法  
別紙のとおり

附則 この要領は、令和2年 6月3日から施行する。  
この要領は、令和7年10月1日から施行する。

## 別紙

### 費用の計上方法

以下の費用について、工事費の「技術管理費」に積上げて計上する。  
なお、費用については対象工事の工事請負比率を乗じて算定する。

#### 1) 工事監理連絡会

工事監理連絡会の実施の1回あたりの歩掛は次表を標準とする。

##### ・設計業務の場合

技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人）	備考
監理技術者	主任技師	0.5	
担当技術者	技師（A）	0.5	

##### ・測量業務の場合

技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人）	備考
監理技術者	測量技師	0.5	
担当技術者	測量技師補	0.5	

##### ・地質調査業務の場合

技術者の区分	技術者の職種	歩掛（人）	備考
監理技術者	技師（A）	0.5	
担当技術者	技師（B）	0.5	

#### 2) 旅費交通費

旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について）」に準じて算定する。

なお、旅費交通費の積算上の基地は、原則として対象業務を実施した者の所在地とする。

#### 3) その他

その他、業務内容に応じ適正と認められるものについては、積上げて算定する。